

## 重要なお知らせ

福岡市「㈱福岡玉屋」発行の「全国百貨店共通商品券」を  
お持ちのお客様へ

―令和六年六月一日からの取扱停止と未使用券払戻しのお知らせ―

㈱福岡玉屋（平成十一年閉店）は、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、令和六年五月三十一日をもって商品券等の利用を終了し、翌六月一日から、未使用商品券等の払戻しを開始することとなりました。

そのため、誠に申し訳ございませんが、㈱福岡玉屋発行の全国百貨店共通商品券は、本年六月一日から、全国のご利用店舗でのお取扱いを停止させていただくこととなりました。

何卒ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、㈱福岡玉屋による未使用商品券等の払戻手続は、左記の概要で行われますので、お持ちのお客様は、同社宛にお申出くださいますようお願い申し上げます。

### ◆払戻申出期間

令和六年六月一日～令和六年八月三十一日

午前十時～午後五時（土曜・日曜・祝日を除く。）

※表記期間にお申出いただけない場合には、本払戻手続から除斥されますのでご注意ください。

### ◆払戻方法

◆払戻申出期間内に左記「福岡玉屋商品券払戻し窓口」へご連絡ください。郵送対応をご案内いたします。

◆次に掲げる商品券等は払戻しができません。

偽造又は変造されたもの、証票番号の照合ができないもの、  
毀損しているもの

### ◆本件に関するお問合せ先

福岡玉屋商品券払戻し窓口

電話 〇五〇―三七三二―六八四七（令和六年八月三十一日まで）

福岡県福岡市博多区博多駅南四―八―二五

全国百貨店共通商品券等発行会（一社）日本百貨店協会内〕